

枚方市パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱

制定 平成 31 年 3 月 28 日枚方市要綱第 15 号
最終改正 令和 6 年 3 月 21 日枚方市要綱第 9 号

(目的)

第1条 この要綱は、枚方市男女共同参画推進条例（平成22年枚方市条例第9号）の趣旨に基づき、パートナーシップにある旨の宣誓の証明に関し必要な事項を定めることにより、誰もが人権及び多様な性のあり方を尊重し、自分らしくいきいきと暮らせる社会を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「性的マイノリティ」とは、性的指向が同性若しくは両性である者又は性自認が戸籍上の性と異なる者をいう。

2 この要綱において「パートナーシップ」とは、一方又は双方が性的マイノリティである二者が、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した関係をいう。

(パートナーシップの宣誓)

第3条 市長に対するパートナーシップにある旨の宣誓（以下「パートナーシップの宣誓」という。）は、次のいずれにも該当する場合に行うことができるものとする。

(1) 両当事者のいずれもが成年に達していること。

(2) 両当事者のいずれかが市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。

(3) 両当事者のいずれもが現に婚姻をしておらず、かつ、現に当事者以外の者とパートナーシップにないこと。

(4) 両当事者が民法（明治29年法律第89号）第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。

2 前項の規定によるパートナーシップの宣誓は、パートナーシップの宣誓をしようとする両当事者がそれぞれ所定の事項を自書した別に定める宣誓書を提出することにより行うものとする。

3 前項の宣誓書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 両当事者の住民票の写し、住民票記載事項証明書又は個人番号カードの写し

(2) 両当事者のいずれもが市内に住所を有していないときは、両当事者のいずれかが市内への転入を予定していることが分かる書類

(3) 両当事者が現に婚姻をしていないことを証明する書類

4 第2項の規定にかかわらず、第1項の規定によるパートナーシップの宣誓をしようとする者で、自書することができないものは、本市職員及び両当事者が立会いの上で、両当事者以外の者に宣誓書の代筆をさせることができるものとする。

5 パートナーシップの宣誓をしようとする両当事者は、第2項の規定により宣誓書を提出する場合に、次に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
(前3号に掲げるものを除く。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして市長が適当と認める書類
(パートナーシップの宣誓の証明)

第4条 市長は、前条第1項の規定によるパートナーシップの宣誓があったときは、当該パートナーシップの宣誓があったことを証明する。

- 2 市長は、前項の規定によりパートナーシップの宣誓があったことを証明したときは、当該パートナーシップの宣誓をした当事者それぞれに別に定める受領証及び受領印を押印した宣誓書の写しを交付するものとする。
(通称の使用)

第5条 パートナーシップの宣誓をしようとする当事者は、氏名を使用し難い市長が認める特別の事由がある場合には、宣誓書について氏名に代えて通称(氏名以外の呼称であって、社会生活上通用していると認められるものをいう。以下同じ。)を使用することができるものとする。この場合における受領証には、氏名に代えて当該通称を記載するものとする。
(パートナーシップの継続の申告)

第6条 市長は、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに加入している普通地方公共団体(以下「加入自治体」という。)において第4条第2項の受領証と同等であると市長が認める書類(以下「受領証同等書類」という。)の交付を受けた両当事者(第3条第1項各号のいずれにも該当する両当事者に限る。)から、当該事実及びパートナーシップにある旨の申告があったときは、第4条第1項の規定により証明されたものとみなして、受領証を交付する。

- 2 前項の規定による申告について必要な事項は、別に定める。
(受領証の再交付)

第7条 市長は、受領証の交付を受けた者(市がパートナーシップの宣誓に係る受領証の相互利用に関する協定を締結している普通地方公共団体(以下「相互利用自治体」という。)へ転出した者を除く。)が当該受領証の紛失、毀損等の事由により受領証の再交付を希望したときは、当該受領証を再交付するものとする。ただし、次条の規定により受領証を返還した場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により受領証の再交付を受けようとする者は、別に定める再交付申請書に受領証(紛失したものを除く。)を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 紛失により第1項の規定による受領証の再交付を受けた者は、当該紛失した受領証を発見した場合は、当該紛失した受領証を市長に返還しなければならない。
(受領証の返還)

第8条 受領証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該受領証を返還しなければならない。

- (1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
 - (2) 当事者のいずれかが死亡したとき。
 - (3) 第3条第1項第2号又は第3号に該当しなくなったとき。
 - (4) 第3条第1項各号に該当していなかったことが判明したとき。
- 2 前項の規定による受領証の返還は、別に定める返還届を市長に提出することにより行うものとする。
 - 3 前項の返還届には、当事者それぞれに交付した受領証全てを添付するものとする。ただし、紛失その他の事由により受領証の添付が困難であると市長が認める場合は、この限りでない。
 - 4 前3項の規定にかかわらず、相互利用自治体へ転出する者であつて、前条第1項の申請書を提出した者に係る受領証の返還は、別に定めるところによるものとする。
 - 5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、市長は、当事者が加入自治体へ転出した場合であつて、当該転出した加入自治体から通知を受けたときは、当該通知を以て受領証の返還とみなす。

(相互利用自治体で交付された受領証同等書類の取扱い)

第9条 市長は、相互利用自治体において受領証同等書類の交付を受けた者（当該相互利用自治体において市長が認める手続を経た者に限る。以下同じ。）から当該受領証同等書類の紛失、毀損等の事由により受領証の交付の申出があつた場合において、当該受領証同等書類の交付を受けた事実を確認したときは、第4条第1項の規定により証明されたものとみなして、受領証を交付する。ただし、第3項の規定により当該文書を返還した場合は、この限りでない。

- 2 第7条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による受領証の交付について準用する。
- 3 前条の規定は、受領証同等書類の返還について準用する。

(事前調整)

第10条 パートナーシップの宣誓をしようとする当事者は、あらかじめ当該パートナーシップの宣誓をする日時等について市長と調整するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、制定の日から施行する。

附 則[令和3年3月31日枚方市要綱第24号]

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則[令和4年8月30日枚方市要綱第48号]

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則[令和6年3月21日枚方市要綱第9号]

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。